

参考資料

市町	署名要件	議案を提出するための議員数 および要件
地方自治法に定める個別型の要件	【地方自治法第 74 条】 投票資格者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって地方公共団体の長に対し請求	【地方自治法 112 条の 1 項および 2 項】 議員定数の 12 分の 1 以上の賛成による条例案の提出
野洲市	①投票資格者の総数の 4 分の 1 以上の連署をもって市長に請求 ⇒市長は住民投票をしなければならない。 ②投票資格者の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって市長に請求できる。この場合は市長が意見をつけて市議会に付議し、出席議員の過半数の賛成による議決を要する。	議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは市長に対して請求できる。 ⇒市長は住民投票をしなければならない。
草津市	議会の議員および長の選挙権を有するものの総数の 6 分の 1 以上の連署をもって市長に請求 ⇒市長は 5 日以内に実施か否かを決定する。	議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは市長に対して請求できる。 ⇒市長は 5 日以内に実施か否かを決定する。
三重県名張市	投票資格者の総数の 50 分の 1 以上の連署をもって市長に請求できる。この場合は市長が意見をつけて市議会に付議し、出席議員の過半数の賛成による議決を要する。 ⇒住民投票を実施できる。	議員定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て発議できる。市長はこの請求があったときは、意見をつけてこれを市議会に付議し、出席議員の過半数の賛成による議決で住民投票を実施できる。

<p>神奈川県川崎市</p>	<p>投票資格者の総数の10分の1の連署をもって住民投票を 発議し、代表者から市長に対しその実施を請求することが できる。</p> <p>市長は、住民投票の実施について、速やかに議会に協議 を求めなければならない。</p> <p>⇒住民投票を実施（ただし、議員の3分の2以上の者の反 対があるときはこの限りではない。）</p>	<p>議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、そ の実施を請求することができる。議案を提出するに当たっ ては、議員定数の12分の1以上の者の賛成がなければなら ない。</p> <p>⇒住民投票を実施する。</p>
<p>北海道北広島市</p>	<p>投票資格者の総数の6分の1以上の署名をもって市長に 請求</p> <p>⇒市民投票の実施</p>	<p>市議会議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て提案 され、かつ、出席議員の過半数により議決された場合、市 長に請求できる。</p> <p>⇒市民投票の実施</p>
<p>大阪府豊中市</p>	<p>投票資格者の総数の6分の1以上の署名をもって市長に 請求</p> <p>⇒市民投票の実施</p>	
<p>神奈川県厚木市</p>	<p>住民投票の請求はその総数の5分の1以上の者の連署を もって、請求資格者の代表者から市長に対し、書面により 行うものとする。</p>	<p>議員が議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分 の1以上の者の賛成がなければならない。</p>
<p>静岡県掛川市</p>	<p>投票資格者の6分の1以上の者の連署をもって、住民投 票を発議し、その代表者から、市長に対し、住民投票の実 施を請求することができる。</p>	<p>議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以 上の者の賛成がなければならない。</p>